

第14回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 平成30年8月20日（金）午後1時30分
場 所 大田原市総合文化会館 1階会議室

次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

- (1) 報告第1号 「農業経営状況・意向調査」の結果について
- (2) 報告第2号 農地利用状況調査（農地パトロール）の実施について
- (3) 報告第3号 農地法第5条の規定による許可について
- (4) 報告第4号 農地所有適格法人の設立について
- (5) 報告第5号 農地法施行規則第29条第1号の届出について
- (6) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (7) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (8) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- (9) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (10) 議案第5号 非農地証明願について
- (11) 議案第6号 農用地利用集積計画について

5 出席委員（15名）（法律第27条第3項規定）

- | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 2番 | 清水 | 真理子 | 3番 | 石崎 | 陽一 |
| 4番 | 唐橋 | 洋子 | 6番 | 吉成 | 一 |
| 7番 | 助川 | 悦夫 | 8番 | 越沼 | 良 |
| 9番 | 鈴木 | 賢一 | 10番 | 相馬 | 和恵 |
| 11番 | 細岡 | 則雄 | 12番 | 高崎 | 真一 |
| 13番 | 佐藤 | 長次 | 14番 | 荒井 | 一夫 |
| 15番 | 中山 | 知代子 | 16番 | 阿見 | 芳 |
| 17番 | 津久井 | 勝之 | | | |

6 欠席委員（2名） 1番 木村 光一 5番 小沼 伸枝

7 本委員会に出席した職員

- (1) 事務局長 長谷川 淳
- (2) 農業振興係長 伊藤 甲文
- (3) 農地調整係長 田上 建二
- (4) 農地調整係主査 須藤 義尚

- (5) 農地調整係主事 長谷川 慎 弥
(6) 農業公社業務係長 小 林 正 尚

開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員憲章唱和（全委員）

事務局（長谷川 淳） それでは早速荒井会長のご挨拶からお願いします。

議長挨拶（荒井 一夫）

議 長（荒井 一夫） 本日の出席委員は15名、欠席委員は2名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、ただいまから第14回農業委員会総会を開催いたします。

議 長（荒井 一夫） 議事に入る前に議事録署名人の選任ですが、議長において指名してよろしいでしょうか。

<異議なし>

議 長（荒井 一夫） 異議なしと認め、議事録署名人には10番相馬委員、11番細岡委員をお願いします。

会議の書記につきましては事務局の伊藤係長にお願いいたします。

議 長（荒井 一夫） それでは議事に入ります。始めに報告第1号「農業経営状況・意向調査の結果について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（田上 建二） それでは1ページをご覧ください。報告第1号「農業経営状況・意向調査の結果について」です。まず、この調査を行った目的についてですが、まず1つ目は、推進委員が担当地区における農家の経営状況や意向を把握していただくことです。2つ目は、農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行されまして、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として明確に位置づけられており、その「農地等の利用の最適化の推進」に向けた基礎資料とするためにございまして、栃木県内の全ての農業委員会で実施しているところです。

大田原市におきましては、1月22日に開催した第3回推進委員会議において推進委員に調査の依頼をいたしまして、取りまとめ期限を6月末とさせていただきますが、43地区全ての地区で提出が完了いたしました。この調査の結果によりまして、貸し手と借り手のマッチングを行うなどして担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・

解消、また、新規参入の促進に繋げて行くこととなりますので、よろしくお願いいたします。

この調査の結果について報告させていただきますが、今週の木曜日に開催する第4回推進委員会議において、推進委員へ詳細に報告させていただきます。

<以下、総会資料に基づき説明、1～5ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

佐藤 長次委員 この結果について大変興味深く見させていただきました。その中でまず1ページですが、回収率が全体では72%で、かなりの率になっていますが、大田原地区の中で4%と40%、佐久山地区の中で36.3%ということで回収率が50%に満たないところがある。この数字の背景には何があるのか。推進委員の回収に何か問題があるのか。そのあたりを事務局が把握しているのか伺います。

あと、このアンケート、今後が非常に大事だと思います。アンケートを取ったというだけでは何の意味もありません。これから推進委員も含めて、農業委員も同じなのですから、どのような形で5年後を見据えて推進していくのか。これからの農業の大事な課題になってくると思います。特に就業する方が65歳以上というのは全国的にも平均の年齢になっています。大田原市でも地区によっては、実際はそれ以上、70歳に近いところもあります。これはアンケートでもわかることかと思えますし、地域差というのもあります。今後の後継者についてもどのようにするのか課題になってくるかと思えますので、その辺の見解について事務局でわかる範囲でお答えをお願いしたいと思います。

議長 (荒井 一夫) 事務局でお願いします。

事務局 (田上 建二) まず、1ページ、1番の推進委員さんですが、体調が悪かったということでもあります。本人と何回もお話しさせていただきましたが、調査票を直接家まで持っていくことも、そこまではちょっと体力的にできないということを何回も言われまして、集められたのは7人分しかありませんでした。2番の推進委員さんは、地区が広く、面識がないところを回るということもあり、何回行っても回収できなかったとのことでもあります。22番の推進委員さんからは、農地はいくらか持っていますけど、すでに相対で貸していて、実際は農業をやっていないという方が多いという話を聞いております。

あと、この調査結果によりまして、先ほども少しお話いたしました、一番重要になってくるのが、4ページの質問4、農業経営の今後について

て、概ね5年後を目途にととなっている設問で、「規模拡大」が284しかなく、「今のまま」が2,115であります。一方で「規模縮小」が166、「続けて行くのは難しい」が527、「農業を辞めたい」が276となっており、この3つを合わせると1000近くなります。当面としては、この「辞めたい」の276人が早急に辞めたいのか、5年後までに辞めたいのか、その辺は詳しくわかりませんが、この方たちと規模拡大したい方をマッチングしていくのが順番的なのかなと。そのあと規模縮小と続けていくのは難しいという意向を出している方をマッチングさせていくのが順番的にはよろしいのかなと考えております。

佐藤 長次委員 回答がございましたけれど、やはり推進委員の意識の問題、これが如実にこのデータに出ているかと思えます。アンケートそのものは届けてあるのですよね。ですが、アンケートを回収して初めて意味が出てくるのですから。ただ4%だからいいのだということでは、事務局としても推進委員に対する教育、もう1年経ってますのでね。その辺については、これから2年間、いかに推進委員に仕事をしてもらうかということ考えたとき、基本的な、この初めての仕事の中で、このようにかたや90%以上出てくる地域もありますね、3分の1程度しか回収が上がらないこと自体ちょっと問題ですので、個人的な指導なんかも推進委員1人1人にやっていかないと、どんなものをお願いしてもこれでいいやという考え方もあり、推進委員の中でもだいぶ温度差があることは感じております。そういった面で教育を含めた形で推進をしていただきたいと思えます。今後については、これは本当に大事なことなので、時間を改めて農業委員会として相当練っていかないと難しいと思えますので、その点については、今後の課題ということで、改めてこういうテーマでやっていただけたらと思えます。

議 長 (荒井 一夫) はい、その他ございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは、質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 (荒井 一夫) 次に報告第2号「農地利用状況調査（農地パトロール）の実施について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (須藤 義尚) それでは、資料6ページをご覧ください。報告第2号「農地利用状況調査（農地パトロール）の実施について」説明いたします。農地パトロールについては、平成21年12月の農地法改正により農地利用状況調査が義務付けられました。また、こちらの通知は、平成27年12月25日に発出されたものでありますが、平成27年9月の農業

委員会法改正に伴い、農業委員会の必須事務といたしまして遊休農地発生防止・解消等が新たに農業委員の業務として加わりました。このような状況を受けまして、農地パトロールの実施方法について改めて整理するという意味で発出されたものであります。

＜以下、総会資料に基づき説明、6～14ページ＞

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。
質疑はございませんか。

＜質疑なし＞

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 (荒井 一夫) 次に報告第3号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (田上 建二) ＜総会資料に基づき説明、15ページ＞

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。
質疑はございませんか。

＜質疑なし＞

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第3号を終わります。

議 長 (荒井 一夫) 次に報告第4号「農地所有適格法人の設立について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (田上 建二) ＜総会資料に基づき説明、16～17ページ＞

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。
質疑はございませんか。

＜質疑なし＞

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第4号を終わります。

議 長 (荒井 一夫) 次に報告第5号「農地法施行規則第29条第1号の届出について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (田上 建二) ＜総会資料に基づき説明、18ページ＞

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。
質疑はございませんか。

＜質疑なし＞

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第5号を終わります。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。なお、申請番号4番は議事参与に該当しますことから、まず申請番号4番を除いた1番から3番について上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (長谷川 慎弥) ＜総会資料に基づいて読み上げ、19ページ＞

議 長 (荒井 一夫) 次に、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果を

ご報告願います。助川悦夫委員。

現地調査担当委員（助川 悦夫） 去る8月17日、現地調査班第1班及び事務局とともに現地調査を行いましたので調査結果についてご報告申し上げます。ただいまの農地法第3条の規定による許可申請の1番から3番までの3件について、地元推進委員及び事務局からの報告により調査、検討した結果、何ら問題ないと思われます。以上報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明及び現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長（荒井 一夫） それでは、質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、4番を除いて原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第1号は4番を除いて原案のとおり許可することといたします。

議長（荒井 一夫） 次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号4番を上程します。議事参与に該当しますので、8番越沼委員は退室願います。

<8番越沼良委員退室>

議長（荒井 一夫） それでは、事務局から説明を願います。

事務局（長谷川 慎弥） <総会資料に基づいて読み上げ、19ページ>

議長（荒井 一夫） 次に、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。助川悦夫委員。

現地調査担当委員（助川 悦夫） 調査結果についてご報告申し上げます。ただいまの農地法第3条の規定による許可申請の4番について、先ほどの地元推進委員及び事務局からの報告により調査、検討した結果、何ら問題ないと思われます。以上報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長（荒井 一夫） それでは、質疑がないようですので、採決いたします。本議案のうち申請番号4番について原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第1号のうち申請番号4番は、原案のとおり許可することといたします。8番の越沼委員の入室を

認めます。

< 8 番越沼良委員入室 >

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は 1 件です。まず初めに事務局から説明をお願いします。

事務局 (長谷川 慎哉) < 総会資料に基づいて読み上げ、20 ページ >

議 長 (荒井 一夫) 次に、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。助川委員。

現地調査担当委員 (助川 悦夫) 調査結果についてご報告いたします。

農地法第 4 条の規定による許可申請 1 件について、地元推進委員と現地調査したところ何ら問題ないと思われます。以上報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明及び現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。清水委員。

清水 眞理子委員 面積ですけれども、転用の面積 9 5 9 平方メートルのうち 7 9 5 平方メートルということで、残りの 1 6 4 平方メートルは今後耕作する予定があるのかお聞きいたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局で説明をお願いします。

事務局 (長谷川 慎弥) お答えいたします。資料で地番の一部と記載がありますが、分筆しての申請になりまして、残りの土地については、地図で言いますと、その地番の左下と申しますか、南西側に位置しておりまして、そちらは畑の一部になっておりますので、今後も耕作されていきます。

清水 眞理子委員 それでは、案内図の斜線で示している申請地の間の土地については、宅地にするところなのですか。

事務局 (長谷川 慎哉) こちらは、詳細な地積集成図の課税上を見ますと、細長くこの形のとおり北側に続いておりまして、今回この土地も一体で利用しますので、この間の部分についても宅地として使います。

清水 眞理子委員 わかりました。ありがとうございます。

事務局 (田上 建二) 補足説明させていただきます。この間の土地については、5 8 名の共有の土地が入っております。全員の承諾をもらう訳にはいかないのですが、公共事業の際には同じやり方をしているようなのですが、自治会長さんの同意をもって承諾ということのようです。今回農地転用に関しては、自治会長さん、農業委員さん、推進委員さんの 3 名の方から同意をもらっております。ここの土地も含めて利用していいということと同意書ももらっております。以上でございます。

議 長 (荒井 一夫) 今の説明でよろしいでしょうか。その他ございますか。

< 質疑なし >

議 長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。
本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第2号は原案のとおり許可することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を上程します。申請件数は1件であります。まず始めに事務局から説明を願います。

事務局 (長谷川 慎哉) それでは、資料21ページになります。まず始めに本案件は、次ページの5条申請案件と同時申請となり、同様の案件であります。当該地は平成27年度に宅地分譲として転用許可が出されておりますが、今回、承継者の店舗用地として利用したいとの申し出により、当該地と隣接地である元の建物の土地を一体利用として利用する事業計画の変更申請、次ページでは、それに係る現状の農地部分に対しての農地転用許可申請となっております。

<総会資料に基づいて読み上げ、21ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。助川委員。

現地調査担当委員 (助川 悦夫) 調査結果についてご報告します。

ただいまの農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請1件について、地元推進委員と現地調査したところ何ら問題ないと思われまます。以上報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは、質疑がないようですので、採決いたします。
本議案について、原案のとおり承認すること賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第3号は、原案のとおり承認することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は5件であります。まず始めに事務局から説明を願います。

事務局 (長谷川 慎哉) <総会資料に基づいて読み上げ、22～26ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果を

ご報告願います。助川委員。

現地調査担当委員（助川 悦夫） 調査結果についてご報告します。

ただいまの農地法第5条の規定による許可申請5件について、地元推進委員と現地調査したところ何ら問題ないと思われます。以上報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長（荒井 一夫） それでは、質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第4号は、原案のとおり許可することといたします。

議長（荒井 一夫） 次に、議案第5号「非農地証明願について」を上程します。申請件数は8件あります。まず始めに事務局から説明を願います。

事務局（須藤 義尚） <総会資料に基づいて読み上げ27～34ページ>

議長（荒井 一夫） それでは、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。助川委員。

現地調査担当委員（助川 悦夫） 調査結果について報告します。

ただいまの非農地証明願8件について、地元推進委員と現地調査したところ、申請地及び周辺状況から見て、20年以上前から非農地であったもの、また、農地への復元が困難なものと推測しますので、何ら問題ないと思われます。以上報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長（荒井 一夫） それでは質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第5号は、原案のとおり証明することといたします。

議長（荒井 一夫） 次に、議案第6号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明願います。

事務局（小林 正尚） <総会資料に基づいて読み上げ、35～37ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

議 長 (荒井 一夫) 本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第6号は、原案のとおり承認することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 本日予定された議事の審議は、すべて終了しました。次に、その他に入ります。議事案件以外に委員のみなさまからご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。清水委員。

清水 眞理子委員 農業者年金推進加入の方からご報告とお願いであります。先週の金曜日に農業者年金加入推進特別研修会に津久井委員、越沼委員、事務局の酒井さんとともに参加してまいりました。その席で、昨年、平成29年度の農業者年金加入推進表彰というものがあまして、大田原市が優良賞をいただきました。ここにご報告申し上げます。引き続き農業者年金の加入推進ですが、新規加入者からアンケートを取りますと、農業者年金のことを全く知らなかった、ほとんど知らなかったという方が5割ほどおまして、まだまだ農業者年金のことが周知されていないのではないかと思いますので、これからの推進活動におきましては、農業者年金のメリットなどを機会あるごとにお知らせいただいで、推進活動をしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 (荒井 一夫) ありがとうございます。その他ありますか。

<意見等なし>

議 長 (荒井 一夫) 他にないようですので、以上で第14回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後2時45分 閉 会